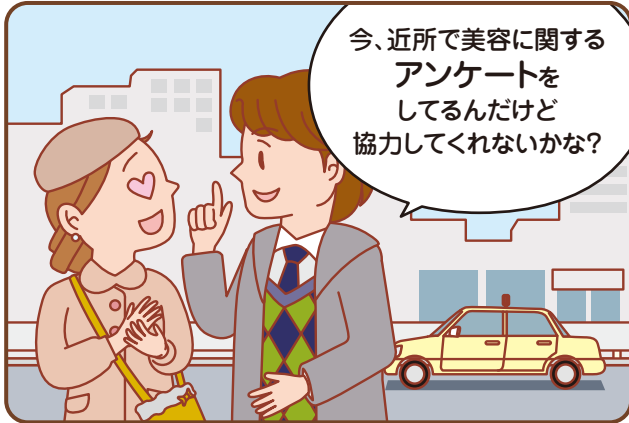


気づけばあなたもターゲット

キャッチセールス 編



【主な商品・サービス】

・エステティック・アクセサリ・化粧品など



⇒その場で決めず、冷静に考えましょう。

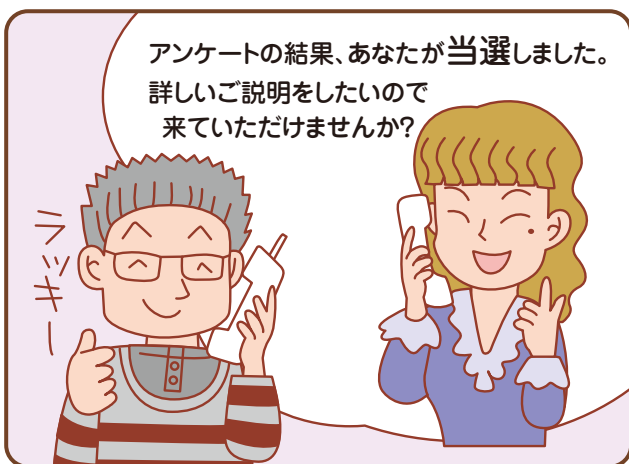
解決するにはまずはクーリングオフを活用！
期間を過ぎたら、P8の消費生活相談窓口へ！

アドバイス

- ▶ アンケートの協力や無料体験だけと思って、軽く考えてはいけません。近くの営業所に連れ込まれて数人で取り囲み、高額な契約を迫るのが手口です。
- ▶ 「今だけのキャンペーン」と契約を急がせたり、大量の化粧品を買わせようとする業者は要注意です。その場で契約せずに、慎重に考えましょう。
- ▶ もし契約しても、クーリングオフ制度(P7)が可能です。クーリングオフの期間が過ぎてしまったら、最寄の消費者相談窓口で相談しましょう。
- ▶ 未成年が親の同意がなく契約した場合は、未成年者取消を利用できる場合があります。

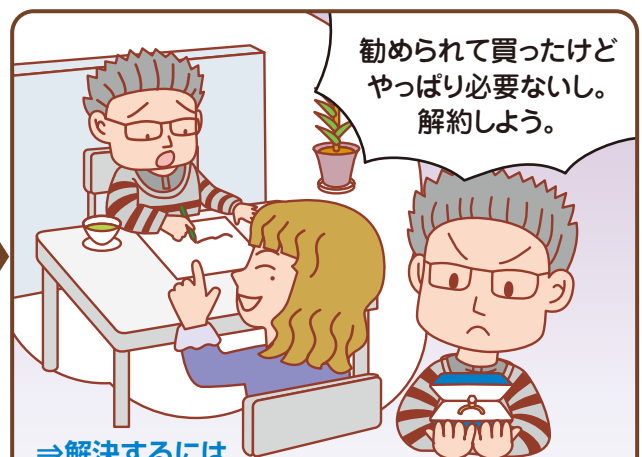
気づけばあなたもターゲット

アポイントメントセールス 編



【主な商品・サービス】

・着物・帯・貴金属(アクセサリ)・会員権など



⇒解決するには

まずはP7のクーリングオフを活用！
期間を過ぎたら、P8の消費生活相談窓口へ！

アドバイス

- ▶ 本来の販売目的を隠して誘い出し、高額な契約を迫る手口です。
- ▶ 「あなただけ」「特別に」などは誘い文句です。知らない人から甘い言葉で誘われても、簡単にしかけてはいけません。
- ▶ 長時間にわたる勧誘で、疲れて冷静な判断ができなくなった頃を見はからって、契約させます。
- ▶ 出会い系サイトなどを通じて知り合いになった異性をデートに誘い出し、強引にアクセサリなどを買わせる手口もあります。